

ディベートテキスト

(Ver 23.2)

第1章 ディベートとは何か

ディベートとは、ひとつのテーマ（論題という）に対して、肯定側と否定側とが一定のルールに基づいて論争を展開する方法である。

1.1 ディベートで得られる能力

- ① 情報収集力 ② 客観的分析力 ③ 論理的思考力
④ プレゼンテーション能力 ⑤ 傾聴力 ⑥ リーダーシップ

(1) 論理的思考力

主張、論拠、データの三角ロジックを基本に一貫した議論を構築する能力を身につける。

(2) リーダーシップ

リーダーシップとは議論をまとめてメンバーをその気にさせる能力である。皆をその気にさせるためには、メンバーの異なる意見を全部出させる。そして議論を積み重ねながら争点を絞り込む。最終的に意見の違う異論を収束し、皆を納得させなければならない。感情的になって、自分に反対した人を怒ったり憎んだりしてはならない。

(3) 問題解決能力

教育やビジネスにおいて、問題解決能力や企画立案、政策立案能力を一人ひとりが身につけることで個人の知的能力の強化にもなり、ひいては日本の再生と国際社会での建設的貢献が可能となる。

(3) 情報収集能力

問題点の把握からデータの収集、整理及び活用する能力、必要な情報を見極め、素早く集めて、使えるように加工する力をつける。

(4) 企画立案能力

問題の発見、分析から解決策を提示する能力、発想の転換、着想、創造性を身につける。

(5) 傾聴力

話の要点や議論の本質を的確に聞き取る能力、相手の話を良く聞くマナーを持ち、議論をかみ合わせるようになる。

(6) コミュニケーション能力

論理的な話し方や合理的に説得する能力、臨機応変に対応できる言語能力を身につけることができる。

(7) 議論力を身につけることができる

日本では議論の仕方について基本を学んでいないため、反論されると自分の人格を攻撃されたと勘違いし感情を露わにしたり、その後まで「しこり」を残したりする。西洋人ではこのようなことは起こらない。

(8) ディベート的発想

ディベート的発想	非ディベート的発想
自分の意見を逆の立場から見つめ直せる	思いこみや一面的な見方をしがち
他人の意見を鵜呑みにせず自分の頭で考える	主観的な即断をしてしまう
常に客観的な検証をしていく	反対意見に耳をかかさず自説を押し通す
多角的、相対的なものの見方ができる	他人の意見や場の空気に流される
⑤ 感情的にならず反対意見にも謙虚に耳を傾け衆知を集める	⑤ フィーリングでものを言い、感情的になりやすい

1.2 ディベートの基本原則

(1) 合理的根拠（証明）なき主張は無効

意見は証明されないと真実にならない。証明とはある事柄の真偽を、確かな根拠をよりどころにして、説明することである。根拠とは、具体例、事実、統計、専門家の意見など客観的な裏付けのことである。

(2) 反論されたら反駁をしないと、こんどは反論が正論として受け取られる。

(3) ディベートでは、相手が指摘しない点は問題がないとみなされる。

(4) 建設的に議論を心がける

相手側の議論を否定するだけではなく積極的な証明・反証が必要

(5) 人格と議論を分ける

誰が言ったではなく、何を言ったかを問題にし、感情的にならず議論を深め合う

1.3 ディベートの基本形式

(1) ルール

ア 両チームの持ち時間が同じであること。

イ 最初と最後は必ず肯定側が話す。

ウ 肯定側から立論を始め、最後は肯定側の反駁で終わる。

エ 最後に、どちらがかったか判定される。

(2) ディベートの形式

ア 形式

順番	肯定側	否定側	時間配分
①	第一立論		5分
②		反対尋問	3分
③		第一立論（反論）	5分
④	反対尋問		3分
⑤	第二立論		4分
⑥		反対尋問	3分
⑦		第二立論（反論）	4分
⑧	反対尋問		3分
⑨		第一反駁	4分
⑩	第一反駁		4分
⑪		第二反駁（最終弁論）	4分
⑫	第二反駁（最終弁論）		4分

（作戦タイムを第二立論の前と第一反駁の前に設ける）

1.4 ディベートの種類

(1) ストックイシュー型

次の5点について討論する。

- ・ 現状の問題の深刻性
- ・ 現状の問題の内因性（原因は現在のシステムにある）
- ・ 計画の問題解決性
- ・ 改革の実効性
- ・ メリットの対デメリットの優位性

(2) ポリシー・メーカー型

論点を「メリットの対デメリット優位性」に絞って討論する。問題のあるなしにかか

わらず、とりあえずプランを実行した場合、メリットとデメリットのどちらが上まわるかを議論する。そして、肯定側はこのプランは重要であること、否定側はそれを実行すると深刻なことが起こることを述べる。

1.5 ディベートの構成

(1) 立論

自説を論理づけて説明し、これから行うディベートの論点と論拠を明確にするパート。反駁で議論する内容は、すべてこの立論で出しておかなくてはならない。立論では自分の持ち札はすべて相手に見せておかなければならない。反駁に入ってから隠し玉はルール違反になる。

● 肯定側立論

ストック・イシュー型	ポリシー・メイキング型
・哲学	・定義
・定義	・プラン
・問題分析	・メリット
・プラン	
・メリット	

(2) 反対尋問（質問）

相手の立論に対して一問一答形式で質疑応答する。目的は相手の立論の内容で不明確な点があれば明確にすることと、相手の立論の不備なことを引き出す。

(3) 反駁

立論の中で出てきた論点にそって議論を深める。この段階で新たな論点を持ち出さない。それまでに出てきた内容のみを対象として反論する。相手の議論に対して反駁しない場合は、相手の言い分を認めたことになる。

1.6 論題(proposition)

論題は現状を否定し改善（改革）するように作る。その論題を肯定するのが肯定側であり、否定するのが否定側である。従って、肯定側は、現状に対しては否定することになる。逆に、否定側は現状維持もしくは現状肯定である。論題は命題でなくてはならない。命題とは、一文のなかで判断がある文のことである。したがって、文全体として「はい」または「いいえ」のどちらかになる。

(1) 論題の種類（今回扱うのは政策論題です）

ア 事実論題

過去・現在・未来の事実について主張するもの。

- (ア) 元首相のT氏は汚職事件に関与していた。
(イ) 彼の成績は1年前と比べると幾分向上した。

イ 価値論題

自分自身の価値判断（善い・悪い・美しい・醜いなど）や好み（好き・嫌い）を表現するような主張である。「AはBより優れている」

- (ア) 長島は名監督である。
(イ) 年俸制は中小企業にとって有益な賃金制度である。

ウ 政策論題

事実と価値判断に基づき、ある行動・政策をとるべしという主張

- (ア) 大学入学試験を廃止すべし。
(イ) 国会議員を減らすべきである。

第2章 ディベートの準備

ストック・イシューの場合について述べる。

2.1 肯定側立論

政策論題の立論は次のものから成り立っている。

(1) 定義	(2) 問題分析	(3) プラン(プランアタック)	(4) 利益(不利益)
--------	----------	------------------	-------------

(1) 用語の定義

ディベートでは、提案する側つまり肯定側が用語の定義を行う。定義することにより、肯定側は議論の範囲を限定し、言葉の意味の誤解から生ずるすれ違いを避けることができる。

ア 定義すべき用語

議論を左右するような用語を定義する。その討論内容に深いかかわりを持つものに限る。必ずしも、論題の中に含まれた用語には限らない。討論の中で頻繁に使われ、なおかつその用語が内容を左右するものであれば予め定義をする必要がある。

イ 定義の仕方

(ア) 意味を明確にする

抽象的な表現や難しい用語、意味の曖昧な用語を明確にする。

(イ) 討論範囲を決める

用語の定義に討論範囲を定める。一般に提案する側は、何もしないとあらゆる側面から否定側に反論されるので、できるだけ限定した範囲での議論の方が闘いやすい。逆に、否定側はできるだけ広い方が反論しやすいので、用語を広く捉えがちである。

(2) プラン

問題があり、深刻であり、原因が分かったのだから、解決策(プラン)を提出する。その際、実行可能で、しかも問題解決性のあるものでなければならない。

(3) メリット(利益)

プラン実行後には、利益が生ずる必要がある。そのことを通して、自分たちの哲学つまり目的や目標を達成することができる必要がある。

(4) 重要性

このことは重要であるということを述べる。

2.2 肯定側の立論の特徴

肯定側が現状に問題があることを立証するまでは、否定側は現状に問題がないと仮定できる。従って、肯定側が何もしなければ、否定側が正しいつまり否定側の勝ちとなる。肯定側は「反論されるまでは、正しいと推定される議論」を立てなければならない。このことを肯定側の立証責任という。

現状を改革し、決議し、採択を肯定する義務が肯定側にある。

2.3 否定側の立論

(1) 定義について

一般的には肯定側の定義に従う。しかし、肯定側が余りにも偏狭な定義をした場合は、否定側は別の定義をすることができる。その場合は、肯定側の定義が不当である理由、否定側の定義は論題には妥当である理由を述べる。そして、自分の定義で議論を進め

ていく。どちらの定義が妥当かは審判によって判断される。

今回のディベートでは、事前に定義については合意しておく。(定義論争で時間を取らないため)

(2) プランはださない。(現状で十分だ)

肯定側の立証責任に対するもので、肯定側が提出した主張内容を検証する役目を持っている。肯定側が打ったサーブを打ち返す(反論する)義務を負う⇒反証責任
否定側は現状を肯定し、現状の利点を積極的に述べる。

(3) デメリット(不利益)

肯定側のプランを実施すると、不都合なことが起こることを述べる。

(4) 深刻性

どれほど深刻なことになるかを述べる。

第3章 議論の仕方

3.1 議論の原則

- (1) 主張するものは証明する必要がある。(証明とは証拠+推論+結論)
- (2) 証拠もなく断定したことは証拠もなく否定できる。

3.2 反対尋問について

(1) 反対尋問の目的

- ア 相手の発言の不明な点を確認する。
- イ 論争点を明確にする。
- ウ 相手の判断基準を明確にする。
- エ 後で展開する議論の土台を構築する。
- オ 優位に立つ。
- (ア) 相手チームの情報が不足していることを指摘する。
- (イ) 相手チームの情報が誤ったものであることを指摘する。
- (ウ) 分析や論の構成が不十分であることを指摘する。

(2) 反対尋問の仕方

- ア 一問一答形式で行う。
- イ 相手が短く答えられるような質問をする。
＜相手が長々と答えてしまうような質問をすると、必要な情報を引き出すことができない。＞
- ウ 質問者はその時間の全てをコントロールできる。
「もっと短く言ってください」「質問しているのは私です」
- エ 関連質問をする。
＜ある質問に答えが返ってきたら、「なぜ、イエスなのか」とさらに突っ込む＞
- オ 質問に徹して、自分の意見は言わない。
「私は～と思います。なぜなら、～だからです。この点に関してどうでしょうか」

(3) 応答の仕方

- ア 質問回避や答えの引き延ばしはしないこと。
＜後で困るようなことがあっても正直に答えること。フェアプレイの精神で。
引き延ばしや無理にこじつけていると減点される＞
- イ 質問している人に逆質問してはならない。
- ウ 妥当性を欠く質問は理由を述べて答えを拒否してもよい。

エ 答える前に限定をつけて述べることができる。

3.3 反駁について

反駁とは、相手の議論が間違っていると証明すること。反駁には攻めと守りがあり、自分の考えが有利な点又は相手の弱点は強調し、指摘された自分の弱点を補強する。

主張に対して主張だけを返していたら水掛け論になる。必ず理由や論拠を言う必要がある。

(1) 反駁のルール

『反駁に入って、更に新しい議論（立論で述べていない論点）を出してはいけない』

＜立論で述べていれば反対尋問をして吟味することがすることができる。又、最後に論点が登場すると深く議論することができない。つまり、議論の伸びがない。議論の伸びとは、一つの論点が争点となった場合、相互が前の議論を踏まえた上で、それを乗り越える議論を積み重ねて行くことをいう。＞

(2) 反駁の方法

ア 主張（結論）を直接切り崩す。

（ア）自分の結論を採用した場合のメリットを強調する。

（イ）相手側が論点（争点）として取り上げていないものを論点とする。

（別の発想をもってくる）

イ データを攻撃する。

（ア）それは専門家の意見か

（イ）そのデータは既に時代遅れになっていないか

（ウ）用いられるデータは正確か。

（エ）対抗証拠を提出する。

（オ）「データは結論を導き出す判断材料にならない」とする。

ウ 理由付け（推論）を切り崩す方法

（ア）別の解釈が成り立つ。

（イ）データは結論を導くための十分な内容をもっていない。

（ウ）データは拡大解釈されている。

（エ）データの解釈が間違っている。

（オ）相手の大前提を否定する。

エ 論理構成の検査

相手側の論理一貫性があるかどうかをみる。論理的な矛盾を指摘する。

(4) 反駁のステップ

ア 反論の対象となる相手チームの議論を述べる。

イ 反駁の概要を述べる。

ウ 反駁を説明する。

エ 反駁を支えるための資料を提示する。

オ 反駁の重要性を述べる。

3.4 反論について

(1) データに対する反論

ア 相手がデータをあげていない場合

「データの無い主張はただの断定に過ぎず（自分が一方的に考えているだけ）認めることはできません」。という。

イ データによる否定

相手のデータが間違いであることを指摘する。

ウ データによる相対化

相手が提出したデータそのものが否定できないとき、それと相反したデータを持ってきて、相手のデータの価値を相対的に下げる。

論題 「死刑制度廃止すべし」

肯定側「死刑制度は違憲です。なぜなら、憲法第13条に『すべての国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り立法その他国政の上で最大の尊重を必要とする』と述べています。」

否定側「憲法第31条に『何人も法律の定める手続きによらなければ、その生命もしくは自由を奪われまたはその他の刑罰を課されない』とありますが、これは、明らかに『法律の定める手続き』によれば『生命を奪われ』ることがあるということを述べています。」

エ データの再解釈による反論

相手のデータを再解釈して、相手の議論を相対化する。

論題 「死刑制度を廃止すべし」

肯定側「被害者の感情を理由に死刑制度の存置を主張するのは根拠がない。なぜなら、ある遺族は『反省してくれば死刑を執行しなくてもよい』と語った。これが多くの被害者遺族の気持ちだからです。」

否定側「これには、三つの問題点があります。

第一、おっしゃっていることは結果論にすぎません。許す気持ちになるまでには長い年月がかかっているはずです。その間の遺族の想像絶する苦しみ忘れられています。

第二、遺族がそういう心境になる人もいると思いますが、余りにも例外的だと考えます。

第三、遺族が同意すれば犯人は許されるのでしょうか。被害者本人はどうでしょうか。『被害者はもう死んでいるから関係ない』では、『死人に口なし』の論理です。

(2) 相手の大前提を打つ

一般に大前提は表明されることは少ない。なぜなら、そのことは当然だと考えているからである。

例えば、「彼は英語ができないから学問研究はできない。」この命題は、「英語ができない者は学問研究ができない」という大前提がある。つまり、本当に英語ができない者は学問研究ができないかということである。英語はできないが、フランス語で文献を読める人もいるし、英語ができなくても学問ができる反証をあげればよい。

(3) 哲学による相対化

データも解釈も否定できないとき、一旦認めた上で「それは大した問題でない。重要なのは、〇〇である」と、相手の価値とは別の価値を持ちだし相対化する。

論題 「小選挙区制を導入すべし」

肯定側 「中選挙区制では、政治に巨額の金がかかるので、政治腐敗が起こる」

否定側 「民主主義は、政治をあまり規制せず自由に行えるよう国民が支援することで成り立っている。確かに腐敗がなくなるに越したことはない。しかし、自由で活気のある政治が行われるのが最も重要で、そのためには

ある程度の腐敗が伴うのは必要悪である。政治腐敗をなくするためにそれを規制するとより大きな害悪をもたらす。

日本政治の最大の問題は、政治腐敗ではなく、政治家のリーダーシップの欠如にある。

また、汚職で滅んだ国はない。しかし、イデオロギーは国を滅ぼすことがあるともいう」

(5) 特別な反論

ア 両刀論法

相手側の議論が二つの可能な方向に分かれ、その両方とも彼らにとって不利だとする議論。

高校である生徒がタバコを吸っているという噂を教師が聞いたとする。教師がその噂が本当であることを確かめるために、

「もうタバコを吸うのはやめたのか」と尋ねた。

生徒が「はい」と答えれば、彼は今まで吸っており、その噂は正しかったということになる。「いいえ」と答えれば、今でも吸っていることになり、その噂は正しかったということになる。

生徒がどちらに答えようとも、その議論は生徒にとって、ふりになる

イ 消去法

議論がいくつもあって、それを一つひとつ取り上げ、最後の方法以外は全てうまくいかないことを証明する方法。

論題 「特別な場合は、人工妊娠中絶を合法化すべし」	
肯定側立論	「特別な場合とは、①母胎が危険であると判断された場合、②婦女暴行の結果妊娠した場合です。①は人命尊重の立場、②は生まれる子どもが憎しみの対象とされることを阻止するための人道的配慮からです。」
否定側反駁	「いま、考えられるケースは三つあります。一つは中絶を全く認めない場合、二つ目は特別な場合だけ認める場合、そして、最後に否定側の立場である全ての場合において認めるケースです。 最初の立場は、人道的にあって認められません。中絶すれば母親だけでも助かる場合に、中絶をしてはいけないとどうして言えるのでしょうか。 次の立場は、人命尊重を中心とした立場です。一般的に中絶は殺人であるが、人命を重んじ、ある場合は認めるというものです。肯定側はこの立場をとりました。しかし、これは明らかに矛盾しています。中絶が殺人であるから認めるべきでない、と主張する一方、人命尊重のためには、殺人を特別な場合認めると論じているからです。 中絶が殺人なら、どのような場合でも認めるべきではありません。しかし、この立場を肯定側は認めませんでした。 従って、残った第三番目の立場が妥当だと考えます。すべての女性に、中絶するかしないかの選択権を与えればいいわけです。」

ウ 逆転法（ターンアラウンド）

相手側の証拠や論拠を逆利用するもの。

データ	中華航空機が墜落した。
肯定側主張	中華航空機を使っでの旅行は中止すべし。
論拠	中華航空会社は信用がおけないから。

否定側反駁	中華航空機を利用した方がよい。
論拠	中華航空機は二度と事故が起きないように、整備士は特に念入りに整備するであろうし、パイロットも自分の命もかかっていることもあるのでより準備と操縦に万全を期すであろうから。

オ 帰謬法

反対側の議論を容認したような印象を与えながら、実際には、この議論をひどく極端な例に当てはめることによってその議論の論理的帰結をばかげたものに導いていく方法である。そのためには、反対側の議論の根拠になっている一般的な原則を探し、それを押し進めるととんでもないことになるという。

「もし、Aという事例に対してSという扱いをしたなら、Aと『同じ本質的範疇に属する（本質的諸点において類似している）』事例Bに対してもSという扱いをしなければならない。しかしながら、BにSという扱いをすることは不条理である。従って、AにSという扱いをしたのは間違っている。」とする。→正義の原則

論 題	「政府は全ての人々に完全な医療制度を供給すべきである。」
否定側：	<p>「もし、あなたの目的が政府から最大限の保障を獲得することであるならば、あなたはすべての企業、農業そして産業をすべからく国有化せよと要求すべきである。</p> <p>実際に政府の完全な保障を確約する唯一の方法は、刑務所にはいることしかない。牢獄の中では食事の保障つき、住宅の保障つき、そして身の安全は完全に保障されている。」</p>

第4章 審査基準について

(1) 肯定側は立証責任を果たしたか。

ア 肯定側は、現状を大幅に変える必要があることを証明し得たか。

イ 審判に分かりやすく説明し得たか。

(2) 否定側は反証責任を果たしたか。

ア 肯定側の議論を検証していなければ、否定側の責任を果たしていない。

イ 否定側は、肯定側の議論を検証し、現状維持で十分であることを証明したか。

(3) 議論の伸びがあったか。

肯定・否定の双方が、最後まで争点を巡って争っていき（まるで綾錦の如く）、弁証法的に高まっていったか。立論で言っただけで、反駁でふれていなければ議論を伸ばしているとは言えない。

(4) 具体的であったか。

可能性をいうだけではだめである。データを示して具体的に論を進める必要がある。論を出したら、具体で検証する。具体をだしたら、抽象でまとめる。

「データの無い主張は断定にすぎずないから認めることはできない。」と堂々と言うべし。